

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
鳳土木事務所	行政財産使用料について、土地の現在価額が令和6年4月1日に改定されているが、改定前の価額で算定していた。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (現在価額) 第17条 部局長等は、前条の価格のほか、知事が別に定める基準により、当該公有財産の適正な評価による価額(以下「現在価額」という。)を定めなければならない。 2 財務部長は、公有財産台帳に登載された財産のうち土地及び建物について、毎年3月31日の現況において、知事が別に定める基準により適正な評価を行い、その評価額により現在価額を改定しなければならない。
	種別	許可数量	目的	使用料	許可期間	所在地	
	土地	17.81㎡	現場事務所	19,800円	令和6年3月1日から同年9月27日まで	堺市北区南花田町467-2	
	土地	1.35㎡	現場事務所	1,400円	令和6年3月1日から同年9月27日まで	堺市北区南花田町681-1	
	土地	1.24㎡	現場事務所	900円	令和6年6月1日から同年9月30日まで	堺市北区南花田町491-2	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年10月8日)